

## 足立区防犯まちづくりキャラクター等使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別紙1に記載した足立区防犯まちづくりキャラクター及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）の使用（その作成する印刷物、物品、ウェブサイト、映像等にキャラクター等を表示し、又はキャラクター等の造形を用いた物品を製造することを含むがこれに限らない。以下同じ。）の手續について、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承諾の申請)

第2条 キャラクター等を使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾申請書（様式第1号）を区長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用承諾申請を省略することができる。ただし、あらかじめ申請者に対し、使用の態様及び第9条に定める遵守事項等を確認するものとする。

- (1) 足立区（以下「区」という。）及び区の行政機関が使用するとき。
- (2) 区が共催名義の使用を承諾している事業で使用するとき。
- (3) 国及び地方公共団体が使用するとき。
- (4) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) 足立区防犯まちづくり推進地区に認定された町会又は自治会又は足立区ながら見守り参加登録要綱（31足都ま発第2537号）によるながら見守り参加者が、非営利で防犯活動の目的で使用するとき。
- (7) その他区長が適当と認めるとき。

3 営利目的でキャラクター等を使用する者は、別紙2の著作物使用許諾契約を別途区と結ばなければならない。

### (使用承諾審査)

第3条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が防犯まちづくりに関わる取り組みの認知度向上、区の体感治安の向上、区の施策への貢献又は区のPRに寄与すると認めるときは、足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾通知書（様式第2号）を申請者に交付することにより、使用を承諾することができる。

2 区長は、前項の規定による承諾に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承諾しないものとし、足立区防犯まちづくりキャラクター等使用不承諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知する

ものとする。

- (1) 区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
  - (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動に利用されるおそれがあるとき。
  - (3) 特定の個人若しくは団体を区が公認しているかのような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
  - (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
  - (5) 区の事業を推進する上で支障となるとき。
  - (6) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (7) 第三者の利益を害し、又はそのおそれのあるとき。
  - (8) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、承諾することが不当と認められるとき。
- (承諾の取消し)

第4条 区長は、前条第1項の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消すことができ、足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。この場合において、区は使用者に対し、第3条第1項の規定により承諾を受けた使用対象物（以下「使用対象物」という。）の回収等の措置を請求することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により承諾を受けたとき。
- (3) 足立区防犯まちづくりキャラクター使用承諾申請書又は審査における区長に対する説明に事実と異なる内容があったとき。
- (4) 前条第3項各号の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が使用承諾の取消しを適当と認めたとき。

2 前項により使用者に生じた費用及び損害は、使用者が負担するものとする。

(使用範囲)

第5条 キャラクター等の使用主体は、使用者であって、かつ、第3条第1項の規定により承諾を受けた者に限るものとする。

2 キャラクター等の使用対象は、使用対象物に限るものとする。

(使用期間及び更新)

第6条 キャラクター等の使用期間は、使用の承諾を受けた日から3年を限度とし、期間終了後継続して使用する場合、足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾申請書（様式第1号）を区長に提出し、承諾を受けなければならない。

(使用料)

第7条 キャラクター等の使用料は、原則無償とする。

(名称)

第8条 使用者は、キャラクター等の名称を別紙1に定める通りとし、それ以外の名称を使用してはならない。

(キャラクター等使用上の遵守事項等)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター等の使用に関して、キャラクター等のイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用すること。
- (2) キャラクター等の使用に当たって、キャラクター等の色、形等に従い、同一性を損なわないようにすること。
- (3) 使用対象物が、区が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行うこと。
- (4) その他別に定める使用ガイドラインに従って使用すること。

2 区長は、使用者のキャラクター等使用方法が、キャラクター等のイメージ、信用性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

3 区長は、使用対象物が、区が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると認めた場合、使用者に対し、キャラクター等の使用中止又は使用対象物の外観その他についての是正を求めることができる。

4 前2項により使用者に生じた費用及び損害は、使用者が負担するものとする。

(使用対象物の確認)

第10条 使用者は、使用対象物の発表前に、第3条第1項の規定により承諾を受けた使用対象物の完成品を区長に提出しなければならない。ただし、使用対象物の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合には、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

2 区長は、前項による確認の結果、使用対象物が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

3 前項により使用者に生じた費用及び損害は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第11条 区長は、使用者に対し、キャラクター等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(第三者に対する承諾)

第12条 区長は、既に承諾した使用者と異なる第三者に対し、既に使用者に対して承諾した使用対象物と同一又は類似の制作物につき、承諾をすることができる。この場合において

て、使用者は、区長に対して、当該承諾について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第13条 使用者は、キャラクター等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録等をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、承諾によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(承諾内容の変更)

第15条 使用者が使用承諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ足立区防犯まちづくりキャラクター等使用変更承諾申請書(様式第5号)を区長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 前項の規定より申請書の提出があった場合は、足立区防犯まちづくりキャラクター使用承諾通知書(様式第2号)又は足立区防犯まちづくりキャラクター使用不承諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(紛争の解決)

第16条 使用者は、第3条第1項の規定の承諾に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、区は、一切の責任又は負担を負わないものとする。

(要綱の改正)

第17条 区は、この要綱を改正することができる。この場合、キャラクター等の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用されるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則 (29足都ま発第1491号 平成30年1月22日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

付 則 (3足都ま発第1981号 令和3年12月20日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別紙1（第1条関係）

	キャラクター等の名称	キャラクター及びロゴマーク
1	防犯まちづくりキャラクター フク防	 <p>The logo features a stylized orange character with large eyes and hands pointing outwards. Text around the character includes '防犯まちづくりキャラクター' at the top, '足立区' (Adachi City) with a triangle icon, and 'フク防 (ふくぼう)' at the bottom.</p>
2	防犯まちづくり推進地区 ロゴマーク	 <p>The logo consists of the text '防犯まちづくり推進地区' in large orange characters, followed by 'Adachi City' in a smaller font, and 'Bouhan machidukuri' in a white box on an orange background.</p>
3	ながら見守り ロゴマーク	 <p>The logo features the text 'ながら見守り' in large orange characters, followed by 'Nagara Mimamori' in a smaller font, and 'Adachi City' in a white box on an orange background.</p>

別紙2（第2条関係）

## 著作物使用許諾契約書

著作者甲足立区（以下、「甲」という）と、乙△△△△（以下、「乙」という）とは、別紙添付のイラストの著作物（以下、「本件著作物」という）の使用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（使用許諾）

甲は、乙に対し、本件著作物を、防犯まちづくりに関わる取り組みの認知度向上、区の体感治安の向上、区の施策への貢献又は区のPRに寄与する目的で使用することを許諾する。

### 第2条（第三者に対する承諾）

前条の許諾は、非独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、本件著作物を使用することを許諾することができる。

### 第3条（著作者人格権）

乙は、本件著作物を使用するにあたってイラストの色、形等に従い、同一性を損なわないようにしなければならない。

### 第4条（データの受け渡し）

甲は乙に対し、〇〇年〇月末日までに、本件著作物を収録した〇〇を乙宛に送付するものとする。

### 第5条（使用料）

本件著作物の使用料は無料とする。

### 第6条（期間）

- 本契約の有効期間は〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。
- 本契約の有効期間（本項の規定による更新があった場合には、最近の更新により延長された有効期間）が1年以内である場合は、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかから本契約を更新しない旨の意思表示が相手方に到達しないときは、本契約と同一の条件で、1年間更新されるものとする。ただし、本項による更新は2回を限度とする。

### 第7条（解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、通告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- 本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
- 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

## 第8条（暴力団等反社会的団体排除に関する解除権）

1. 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合には、何ら通告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。
- (3) 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。
- (5) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。
- (8) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 乙が、同条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わないとき。

2. 甲は前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3. 同条第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に生じた損害を、乙は賠償

する責任を負う。

4. 同条第1項第1号から第8号に該当するおそれがあると認めるときは、乙は、甲が乙の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

#### **第9条（損害賠償）**

甲は、本契約の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、または本契約に違反した場合には、乙に対して一切の責任を追及することができる。

#### **第10条（紛争の解決）**

乙は、本件著作物の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、甲は、一切の責任又は負担を負わないものとする。

#### **第11条（契約終了後の措置）**

本契約が期間満了により終了した場合といえども、乙は、契約終了の日から1年間は、既に作成済みの物品が契約終了時に存在する場合に限り、甲と協議の上、販売、無償頒布及び寄付等することができる。

#### **第12条（契約解除後の措置）**

第7条、第8条により本契約が解除された場合は、契約解除の日から、本件著作物を使用した物品を販売してはならない。この場合において、甲は乙に対し、本件著作物を使用した物品の回収等の措置を請求することができる。

#### **第13条（秘密保持）**

甲および乙は、本件契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本件契約の有効期間中および本件契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本件契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

#### **第14条（権利義務譲渡等禁止）**

甲および乙は、本件契約上の地位ならびに、本件契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

#### **第15条（契約内容の変更）**

本件契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

#### **第16条（協議事項）**

本契約に定めのない事項、本契約の解釈について疑義が生じたときおよび本契約の変更につ

いては、甲および乙は信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図る。

**第 17 条（準拠法・合意管轄）**

1. 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。
2. 本契約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

契約締結の証として、本件契約書 2 通を作成し、双方署名または記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印

（提出先）

足 立 区 長

足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾申請書

住所（〒 - ）	
団体等の名称	代表者氏名
担当者氏名	
TEL	FAX
E-Mail	

1 以下の通り申し込みます。

使用するキャラクター等の名称	
使用対象物	
使用目的	
使用（販売）場所、製作数、販売する場合は販売価格	
使用期間（最長 3 年）	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類※	
営業許可 （食品の場合。該当のものに○を記入。）	あり（営業許可証（写）添付。） なし（営業許可不要な場合。業務内容： ）

※ 添付書類につきましては使用対象物のイメージ図等をご用意ください。

2 上記 1 の申請に当たっては、足立区防犯まちづくりキャラクター使用要綱の内容を理解し、同要綱を遵守します。

様式第2号（第3条、第15条関係）

年 月 日

様

足立区長

足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾通知書

年 月 日 付けで申請のあった足立区防犯まちづくりキャラクター等の使用を下記の通り承諾します。

記

- 1 承諾番号 第 号
- 2 使用対象物
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用条件
  - ・足立区防犯まちづくりキャラクター使用要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第3条、第15条関係）

年 月 日

様

足立区長

足立区防犯まちづくりキャラクター等使用不承諾通知書

年 月 日 付けで申請のあった足立区防犯まちづくりキャラクター等の使用について、下記の理由により承諾しないので通知します。

記

1 使用対象物

2 理 由

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

足立区長

足立区防犯まちづくりキャラクター等使用承諾取消通知書

年 月 日 付けで承諾した足立区防犯まちづくりキャラクター等の使用について、  
下記の理由により取り消すので通知します。

記

1 承諾番号 第 号

2 使用対象物

3 理 由

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区 長

足立区防犯まちづくりキャラクター等使用変更承諾申請書

住所（〒 - ）	
団体等の名称	代表者氏名
担当者氏名	
TEL	FAX
E-Mail	

1 下記の通り変更します。

承諾番号	第 号
使用対象物	
変更内容	
添付書類※	

※ 添付書類につきましては使用対象物のイメージ図等をご用意ください。

2 上記1の申請に当たっては、足立区防犯まちづくりキャラクター使用要綱の内容を理解し、同要綱を遵守します。